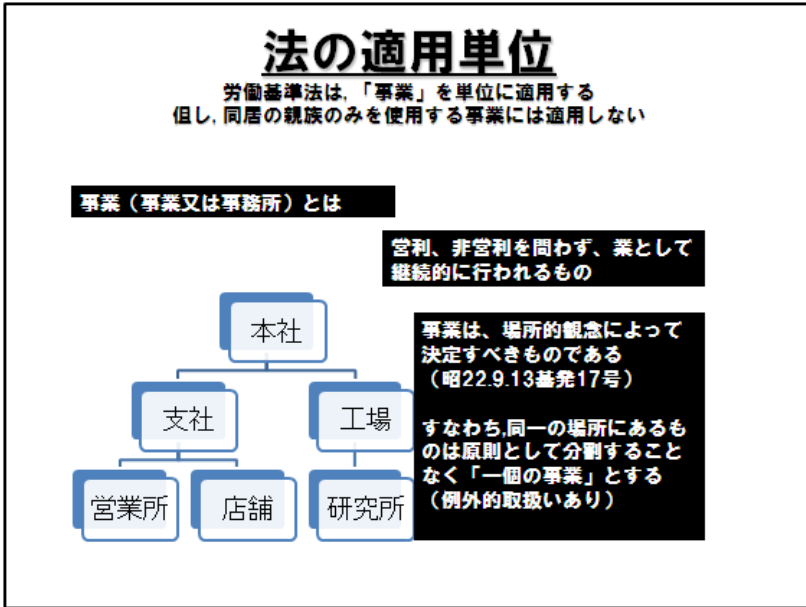


1-1 法の適用単位



労働基準法の適用単位は、「事業」（事業又は事務所）である。

事業には、違法なものもあるが、当該事業に関わる労働者を保護すべき実体が認められる限り、本法の適用を受ける。ただし、犯罪そのものが目的の事業であって、労働者がそれを知り協力しており、共同正犯等としての責任を負うような場合は、本法の立ち入る筋合ではない（厚生労働省労働基準局「労働基準法上巻」）とされる。

労働基準法の事業については、「一の事業であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業として、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とする」（昭22.9.13基発17号等）

ただし、工場内の診療所、食堂等のように、「主たる部門と従事労働者、労務管理等が明確に区分され、かつ、主たる部門から切り離して適用を定めることによって労働基準法をより適切に運用できる場合は、その部門を一の独立の事業とする。」

逆に、「出張所、支所等で規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程度の独立性のないもの」の場合は、直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱う。

同居の親族のみを使用する事業には、労働基準法は適用されない。